「陸別町過疎地域持続的発展市町村計画(令和8年度から令和12年度)(素案)」に関するパブリックコメント(住民意見の提出制度)の実施について

陸別町は、人口減少に歯止めがかからず、地域の活力の低下が続く厳しい状況にある中、 過疎地域の持続的な発展のため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする陸別町過 疎地域持続的発展市町村計画計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

この度、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな陸別町過疎地域持続的発展市町村計画を策定することとなりました。

策定に当たり、陸別町にお住いの方等からの意見を広く反映させるため、パブリックコメントを実施しますので、ご意見、ご提言をお寄せください。

# 1 意見をいただく計画の名称

陸別町過疎地域持続的発展市町村計画(令和8年度から令和12年度)(素案)

## 2 資料の名称・入手方法

資料の名称	入手方法		
	町ホームページ	閲覧	配布
陸別町過疎地域持続的発展市町村計画 (令和8年度から令和12年度)(素案)	0	0	0

## 3 資料の閲覧・配布場所等

場 所 陸別町役場総務課(陸別町字陸別東1条3丁目1番地)

時間 8:45~17:30

休庁日 土曜・日曜・祝日

連絡先 総務課企画財政室 0156-27-2141

町ホームページ https://www.rikubetsu.jp

#### 4 意見等の提出方法

- (1)電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2)「意見等の提出書」に、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名 称および代表者名)を記載の上、提出してください。

# 5 意見等の提出先

T089-4311

足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地

陸別町役場総務課企画財政室

メールアドレス: kikaku\_@rikubetsu.jp ファクス番号: 0156-27-2797

# 6 意見の募集期間

令和7年11月7日(金)~令和7年12月5日(金)

- ※電子メール及びファクスの場合は令和7年12月5日(金)17時30分まで
- ※郵送の場合は令和7年12月5日(金)必着
- ※持参の場合は、3の時間内に提出

# 7 その他

- (1)意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2)募集締切後、意見を取りまとめ、提出意見およびその意見に対する町の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については公表しません。